

単体規定 1-7	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の技術的基準等
-------------	-----------------------------

木造 3 階建共同住宅等の廊下等の開放性の取扱い

関連条項：法第 27 条、令第 110 号、H27 国交告 255 号

【内容】

- ・ H27 国交告 255 号第 1 第三号に規定する直接外気に開放された廊下、階段は「木造 3 階建共同住宅等の技術的基準」（準耐火建築物の防火設計指針 建設省住宅局建築指導課 日本建築主事会議監修）に規定される構造とすること。

【参考】

- ・木造 3 階建共同住宅等の技術的基準（準耐火建築物の防火設計指針 建設省住宅局建築指導課 日本建築主事会議監修）